

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 1 日

上越市長 中川 幹太

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
R4-中 1 R4-中 3～R4-中 4 R4-中 9 R4-中 12～R4-中 16 R4-中 19～R4-中 22 R4-中 25～R4-中 49 R4-中 51～R4-中 54 R4-中 57～R4-中 58 R4-中 60～R4-中 67 R4-中 70～R4-中 74 R4-中 77～R4-中 80 R4-中 83～R4-中 85 R4-中 88 R4-中 92 R4-中 95	上越市 中郷区 松崎 字中原 627 他	25 林班 3～4 小班 25 林班 11 小班 25 林班 13～16 小班 26 林班 1～7 小班 26 林班 9～12 小班 26 林班 14 小班 27 林班 7～12 小班	山 林 他	26.87	公告の日から 令和 25 年 (2043 年) 3 月 31 日ま で	詳細は、 別添経 営管理 権集積 計画の とおり

2 縦覧場所

上越市農林水産部農林水産整備課

上越市総合政策部板倉区総合事務所

上越市総合政策部中郷区総合事務所

上越市ホームページ (<https://www.city.joetsu.niigata.jp>)

- 3 本公告により、上越市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。